

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年1月14日

**【四半期会計期間】** 第29期第3四半期(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

**【会社名】** ソーバル株式会社

**【英訳名】** Sobal Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 推津 順一

**【本店の所在の場所】** 東京都大田区下丸子三丁目25番14号 ソーバルビル

**【電話番号】** 03-5482-1222(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員 経理財務部長 岩崎 恭治

**【最寄りの連絡場所】** 東京都大田区下丸子三丁目25番14号 ソーバルビル

**【電話番号】** 03-5482-1222(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員 経理財務部長 岩崎 恭治

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第28期 第3四半期 累計期間	第29期 第3四半期 累計期間	第28期 第3四半期 会計期間	第29期 第3四半期 会計期間	第28期
会計期間	自平成21年3月1日 至平成21年11月30日	自平成22年3月1日 至平成22年11月30日	自平成21年9月1日 至平成21年11月30日	自平成22年9月1日 至平成22年11月30日	自平成21年3月1日 至平成22年2月28日
売上高 (千円)	4,361,102	4,253,894	1,348,401	1,356,877	5,766,410
経常利益又は経常損失 (千円)	37,138	169,177	48,166	67,469	19,754
四半期純利益又は四半期 (当期) 純損失 (千円)	99	93,921	49,909	39,125	19,307
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	-	-	212,330	212,330	212,330
発行済株式総数 (株)	-	-	2,171,900	2,171,900	2,171,900
純資産額 (千円)	-	-	1,797,813	1,857,124	1,778,406
総資産額 (千円)	-	-	2,101,760	2,310,180	2,221,699
1株当たり純資産額 (円)	-	-	827.76	855.07	818.83
1株当たり四半期純利益金額又は四半期 (当期) 純損失金額 (円)	0.05	43.24	22.98	18.01	8.89
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	0.05	43.21	-	18.00	-
1株当たり配当額 (円)	10.00	7.00	-	-	10.00
自己資本比率 (%)	-	-	85.5	80.4	80.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	404,993	177,267	-	-	218,420
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	11,745	12,853	-	-	7,860
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	138,002	14,856	-	-	138,617
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高 (千円)	-	-	721,898	1,053,528	903,971
従業員数 (名)	-	-	944	891	932

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当社は関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。

4 第28期第3四半期会計期間及び第28期の潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期 (当期) 純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数(名)	891
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

生産実績においては、当社の業務形態上、重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (2) 受注実績

当第3四半期会計期間における受注実績を示すと次のとおりであります。

事業部門別	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
エンジニアリング事業				
業務請負形態	551,396	117.4	601,370	134.2
合計	551,396	117.4	601,370	134.2

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 特定派遣形態は、サービスの提供量に応じて対価を得るため受注実績には記載しておりません。

3 その他事業に関しては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を示すと次のとおりであります。

事業部門別	販売高 (千円)	前年同四半期比 (%)
エンジニアリング事業	1,332,414	99.5
特定派遣形態	928,394	104.6
業務請負形態	404,019	89.6
その他事業	24,463	249.8
合計	1,356,877	100.6

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)		当第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
キヤノン株式会社	962,055	71.3	1,019,469	75.1
ソニー株式会社	194,778	14.4	114,678	8.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、外需の拡大による企業業績の回復など一部に明るい兆しが見られる一方で、依然として高い水準にある失業率や、長期化する円高や不安定な物価情勢など下振れリスクを抱えた状態で推移しており、国内景気は依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社のエンジニアリング事業においては、主要顧客であるデジタル製品メーカーの収益面が回復基調にあり、当社への技術者派遣ニーズは期初と比較すると増加しております。同時に、抑制気味でありました残業も増加し始めております。しかしながら、一部顧客の減少分を補うには至りませんでした。また、請負業務に関しましては、業務系及びWeb系のアプリケーション開発において、積極的な営業活動の効果が見え始め、着実に新規案件を獲得しております。これらの結果、エンジニアリング事業における売上高は1,332百万円（前年同四半期比0.5%減）となりました。

一方、その他事業におけるRFID事業においては、各企業の新規技術に関する設備投資意欲の抑制が引き続き見受けられるものの、案件の引合いは増加しており、売上高は24百万円（前年同四半期比149.8%増）となりました。

利益面に関しましては、期初に案件情報の一元管理及び情報共有を目的とした組織変更により、適切な人員配置を実現し、待機工数の削減に大きく寄与いたしました。また、引き続きコスト削減に取り組んだ結果、営業利益、経常利益及び当期純利益いずれも大幅に改善いたしました。

以上の結果、当第3四半期会計期間における売上高は1,356百万円（前年同四半期比0.6%増）、営業利益は63百万円（前年同四半期48百万円の損失）、経常利益は67百万円（同48百万円の損失）、四半期純利益は39百万円（同49百万円の損失）となりました。

##### (2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における資産合計額は2,310百万円となり、前事業年度末比88百万円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が149百万円増加したこと、仕掛品が111百万円増加したこと、未収還付法人税等が141百万円減少したことによるものであります。

負債合計額は453百万円となり、前事業年度末比9百万円の増加となりました。これは主に、未払法人税等が74百万円増加したこと、預り金等のその他流動負債が63百万円増加したこと、賞与引当金が163百万円減少したことによるものであります。

純資産合計額は1,857百万円となり、前事業年度末比78百万円の増加となりました。これは、四半期純利益93百万円の計上、及び剰余金の配当15百万円によるものであります。

### (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、第2四半期会計期間末に比べ46百万円減少し、1,053百万円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、31百万円（前年同四半期に使用した資金は330百万円）となりました。これは主に、たな卸資産の増加127百万円、賞与引当金の減少175百万円などの資金減少要因が、税引前四半期純利益67百万円の計上、売上債権の減少81百万円などの資金増加要因を上回ったことによるものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、0百万円（前年同四半期に使用した資金は1百万円）となりました。これは主に、固定資産の取得で2百万円の資金減少となったものの、差入保証金の回収で1百万円の資金増加となったことによるものであります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、14百万円（前年同四半期に使用した資金は21百万円）となりました。これは、配当金の支払によるものであります。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### (5) 研究開発活動

当事業年度において取り組んでまいりましたRFIDに係る研究開発が一段落したため、研究開発活動を縮小し、売上に注力することといたしました。

その結果、当第3四半期会計期間における当社が支出した研究開発費の総額は0百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,400,000
計	7,400,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年1月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,171,900	2,171,900	大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)	単元株式数100株
計	2,171,900	2,171,900	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年1月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### 第1回新株予約権(平成17年7月21日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月30日 至 平成27年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員並びに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の法定相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要する。



代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。  
2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換または株式移転を行い、本件新株予約権が承継される場合、必要と認める株式の数の調整を行う。

- 3 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換または株式移転を行い、本件新株予約権が承継される場合、必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4 平成18年7月31日付で 1 株につき100株の割合で株式分割を行っており、新株予約権の目的となる株式の数は、1,800株となっております。

#### 第 2 回新株予約権（平成18年11月24日臨時株主総会決議）

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月31日 至 平成28年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員並びに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の法定相続人は新株予約権を行使することができる。 新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要する。

代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。
- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 3 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、上記のほか、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要とする払込価額の調整を行う。

### 第 3 回新株予約権（平成18年11月24日臨時株主総会決議）

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月31日 至 平成28年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員並びに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の法定相続人は新株予約権を行使することができる。 新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 3 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、上記のほか、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要とする行使価額の調整を行う。

#### 第4回新株予約権（平成20年1月23日臨時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	32
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750
新株予約権の行使期間	自平成22年2月2日 至平成30年1月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 資本組入額 375
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 新株予約権発行時において当社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 当社普通株式が証券取引所に上場された日から6か月を経過していること。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 3 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は

切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、上記のほか、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要とする行使価額の調整を行う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年9月1日～ 平成22年11月30日	-	2,171,900	-	212,330	-	117,330

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年8月31日現在の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,171,400	21,714	-
単元未満株式	普通株式 500	-	-
発行済株式総数	2,171,900	-	-
総株主の議決権	-	21,714	-

【自己株式等】

平成22年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に対す る所有株式数の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	635	730	698	670	690	699	700	689	689
最低(円)	576	604	625	615	620	665	667	663	666

(注) 最高・最低株価は、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所、平成22年4月1日より平成22年10月11日までは大阪証券取引所（JASDAQ市場）、平成22年10月12日以降は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における株価を記載しております。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年3月1日から平成21年11月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年3月1日から平成21年11月30日まで)に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、当第3四半期会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期 会計期間末 (平成22年11月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,053,528	903,971
受取手形及び売掛金	564,209	577,866
仕掛品	<sup>2</sup> 308,949	197,246
原材料	920	691
その他	128,732	276,221
貸倒引当金	8,713	8,852
流動資産合計	2,047,626	1,947,146
固定資産		
有形固定資産	<sup>1</sup> 162,149	<sup>1</sup> 173,791
無形固定資産	19,892	24,266
投資その他の資産	80,511	76,496
固定資産合計	262,553	274,553
資産合計	2,310,180	2,221,699
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	4,561	468
未払法人税等	74,602	-
賞与引当金	-	163,895
受注損失引当金	<sup>2</sup> 26,821	1,239
その他	283,186	219,795
流動負債合計	389,171	385,398
固定負債		
役員退職慰労引当金	63,884	57,894
固定負債合計	63,884	57,894
負債合計	453,056	443,293
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	212,330	212,330
資本剰余金	117,330	117,330
利益剰余金	1,527,464	1,448,746
株主資本合計	1,857,124	1,778,406
純資産合計	1,857,124	1,778,406
負債純資産合計	2,310,180	2,221,699

(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
売上高	4,361,102	4,253,894
売上原価	3,618,519	3,502,454
売上総利益	742,582	751,439
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 708,640	<sup>1</sup> 593,808
営業利益	33,941	157,631
営業外収益		
受取利息	494	309
受取保険金	-	2,000
保険配当金	1,992	2,654
雇用奨励金収入	1,044	2,263
還付加算金	-	4,033
その他	4	589
営業外収益合計	3,535	11,850
営業外費用		
支払利息	-	285
株式交付費	338	-
その他	-	19
営業外費用合計	338	304
経常利益	37,138	169,177
特別利益		
貸倒引当金戻入額	649	138
特別利益合計	649	138
特別損失		
固定資産除却損	10	3,853
特別損失合計	10	3,853
税引前四半期純利益	37,777	165,462
法人税等	<sup>2</sup> 37,678	<sup>2</sup> 71,541
四半期純利益	99	93,921



## 【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
売上高	1,348,401	1,356,877
売上原価	1,192,027	1,088,754
売上総利益	156,373	268,123
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 204,706	<sup>1</sup> 204,641
営業利益又は営業損失( )	48,333	63,481
営業外収益		
受取利息	88	64
受取保険金	-	2,000
雇用奨励金収入	81	1,933
その他	-	12
営業外収益合計	169	4,009
営業外費用		
その他	2	21
営業外費用合計	2	21
経常利益又は経常損失( )	48,166	67,469
特別利益		
貸倒引当金戻入額	47	138
特別利益合計	47	138
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失( )	48,213	67,608
法人税等	<sup>2</sup> 1,695	<sup>2</sup> 28,482
四半期純利益又は四半期純損失( )	49,909	39,125

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	37,777	165,462
減価償却費	21,165	19,003
貸倒引当金の増減額（は減少）	649	138
賞与引当金の増減額（は減少）	176,600	163,895
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	9,940	5,990
受取利息	494	309
支払利息	-	285
売上債権の増減額（は増加）	75,426	13,657
たな卸資産の増減額（は増加）	6,464	111,931
未払金の増減額（は減少）	42,587	7,715
その他	30,668	93,599
小計	113,154	29,437
利息の受取額	494	309
利息の支払額	-	285
法人税等の支払額	292,332	2,799
法人税等の還付額	-	150,604
営業活動によるキャッシュ・フロー	404,993	177,267
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	5,102	5,041
無形固定資産の取得による支出	4,327	3,335
投資有価証券の売却による収入	-	453
差入保証金の差入による支出	-	6,829
差入保証金の回収による収入	21,175	1,900
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,745	12,853
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	-	600,000
短期借入金の返済による支出	-	600,000
配当金の支払額	137,693	14,856
株式の発行による支出	308	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	138,002	14,856
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	531,250	149,557
現金及び現金同等物の期首残高	1,253,148	903,971
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 721,898	1 1,053,528

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
会計処理基準に関する事項の変更  受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準の変更 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、検収基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を第1四半期会計期間より適用し、第1四半期会計期間に着手した受注契約から、当第3四半期会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については進行基準(案件の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については検収基準を適用しております。 これによる当第3四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
1 たな卸資産の評価方法 たな卸資産の簿価切下げに関して、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3 繰延税金資産の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
税金費用の計算 税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
(その他有価証券の評価基準及び評価方法) その他有価証券の時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を適用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年11月30日)	前事業年度末 (平成22年2月28日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 181,219千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 174,876千円
2 損失が見込まれる受注制作のソフトウェア案件に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる受注制作のソフトウェア案件に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は111,831千円であります。	

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。  給料 269,994千円 役員退職慰労引当金繰入額 9,940千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。  給料 216,918千円 役員退職慰労引当金繰入額 10,040千円
2 法人税等の表示方法 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。	2 法人税等の表示方法 同左

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。  給料 77,039千円 賞与引当金繰入額 14,308千円 役員退職慰労引当金繰入額 3,240千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。  給料 74,439千円 賞与引当金繰入額 12,899千円 役員退職慰労引当金繰入額 3,360千円 貸倒引当金繰入額 348千円
2 法人税等の表示方法 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。	2 法人税等の表示方法 同左

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 721,898千円	現金及び預金勘定 1,053,528千円
現金及び現金同等物 721,898千円	現金及び現金同等物 1,053,528千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年11月30日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 会計期間末 (株)
普通株式	2,171,900

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年9月30日 取締役会	普通株式	15,203	7.00	平成22年8月31日	平成22年11月11日	利益剰余金

(2) 基準日が当会計年度の開始の日から当四半期会計期間末に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年11月30日)	前事業年度末 (平成22年2月28日)
855.07円	818.83円

2 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
1株当たり四半期純利益 0.05円	1株当たり四半期純利益 43.24円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 0.05円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 43.21円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	99	93,921
普通株式に係る四半期純利益(千円)	99	93,921
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,171,893	2,171,900
四半期純利益調整額(千円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	2,633	1,832
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	-	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成20年1月23日 (新株予約権32個) これらの詳細については、 第4提出会社の状況(1)株式等の状況(2)新株 予約権等の状況に記載の とおりであります。

### 第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
1株当たり四半期純損失 22.98円	1株当たり四半期純利益 18.01円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 18.00円

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第3四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失 ( ) (千円)	49,909	39,125
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ( ) (千円)	49,909	39,125
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,171,900	2,171,900
四半期純利益調整額 (千円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数 (株)	-	1,917
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	-	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成20年1月23日 (新株予約権32個) これらの詳細については、 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況に記載の とおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

第29期(平成22年3月1日から平成23年2月28日まで)中間配当については、平成22年9月30日開催の取締役会において、平成22年8月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次の通り中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	15,203千円
1株当たりの金額	7.00円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年11月11日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 1月14日

ソーバル株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソーバル株式会社の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第28期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年3月1日から平成21年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ソーバル株式会社の平成21年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1月14日

ソーバル株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任  
社員  
業務執行社員  
公認会計士 都甲 孝一 印

指定有限責任  
社員  
業務執行社員  
公認会計士 杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソーバル株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第29期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ソーバル株式会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。